

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

北海道上川郡鷹栖町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 鷹栖町全域

(1) 現況

本地域は、上川盆地の西北部の石狩川上流域に位置し、傾斜地が多いなどの立地特性から、農業生産活動等を通じ国土の保全、水源のかん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮している。しかしながら、担い手の高齢化、減少等により耕作放棄が増加等することにより国土の保全、水源かん養等の多面的機能の低下が特に懸念されている。

このため、本地域では、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能の確保を図る観点から、農業生産条件の不利を補正する取組みを行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第1号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画の区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

別紙のとおり

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 ha 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

全町一円（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域）とする。

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地の田（勾配1/20以上）

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

(イ) 緩傾斜農用地

町長の判断により、勾配が1/100以上1/20未満の田、勾配が8度以上15度未満までの畑・草地を全て対象とする。

傾斜は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には、交付金の対象とする。

2 集落協定の共通事項

該当無し。

3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で目標としている所得水準を概ね満たしている者など、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。

4 その他必要な事項

(1) 土地改良事業等の実施

協定認定年度以前に採択されている事業により傾斜等の変更があった場合は、改善されたほ場で農業生産活動等を行う年度から緩傾斜の田の単価又は交付対象外とする。

ア 国営農地再編整備事業（ほ場整備）

地 区 北野地区

工 期 平成 25 年度～平成 32 年度

工事概要 区画整理

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
測量・ 設計	91.0ha	189.0ha	111.0ha	245.0ha	55.0ha			
施工		52.7ha	77.2ha	146.1ha	171.0ha	141.0ha	103.0ha	